

経済産業省

受託調査

中国における知的財産権民事訴訟の実務

2016年8月

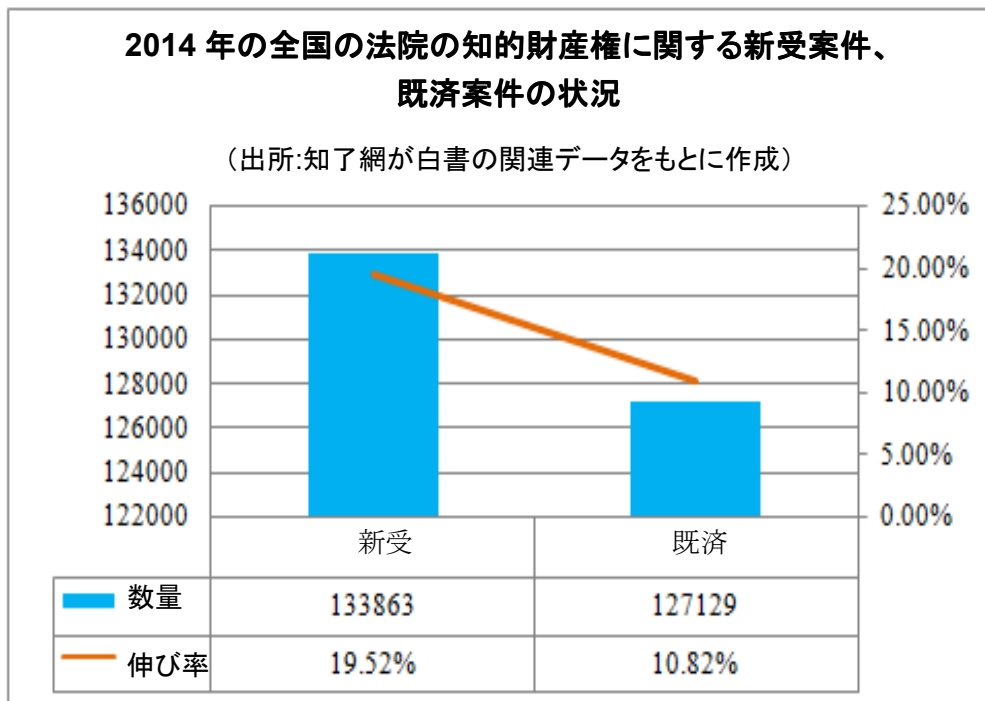
日本貿易振興機構（JETRO）

広州事務所 知識産権部

I 中国知的財産権に関する司法保護の現状(特許と商標について)

一、中国知的財産権に関する民事訴訟案件の分布及び各種知的財産権案件の割合

2015年4月20日、最高人民法院は「中国法院知的財産権司法保護状況(2014)」白書⁶を発表し、2014年通年の中国における知的財産権司法保護状況について公式に全面的な統計と整理を行い、中国の司法機関が厳格に司法保護を行い、イノベーションを着実に保護する立場を表明し、公布した統計データも、案件数の増加、案件(権利保護)の種類の多様化など、知的財産権司法実務における顕現的趨勢を反映している。

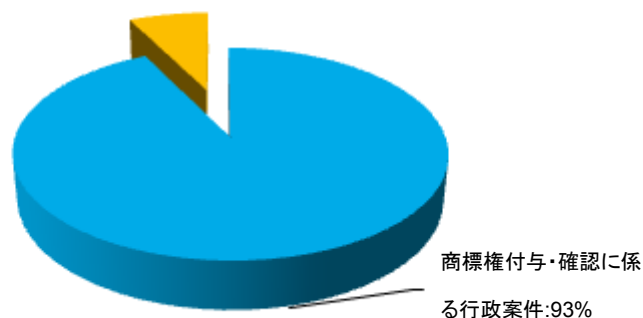


⁶ 最高人民法院公式ウェブサイト <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-14207.html>

白書は、人民法院は経済成長の新常態(新しい普通)の知的財産裁判活動に対して掲げた新たな要求に積極的に順応し、知的財産権司法保護を強化し、知的財産裁判を全面的に推進したと指摘した。2014年、全国の法院が受理した知的財産権に関する各種の新受案件は13万3,863件、既済案件は12万7,129件で、2013年に比べてそれぞれ19.52%、10.82%上昇した。最高人民法院が受理した知的財産権に関わる新受案件、既済案件はそれぞれ336件、339件(いずれも前年からの繰越分を含む)で、前年に比べてそれぞれ26.48%、18.71%低下した。

商標権付与・確認に係る行政案件が全国の知的財産権に係る行政一審案件の新受件数の92.67%を占めた。

(出所: 知了網が白書の関連データをもとに作成)



白書の紹介によると、全国の法院の知的財産案件の受理件数は急増しており、知的財産権に関する行政一審案件の伸び幅は最も顕著で、過去最高の243.66%に達した。主因は改正後の商標法の実施に伴い、商標権付与・確認に係る行政案件が9,190件と大幅に伸びたことであり、全国の知的財産権に係る行政案件の一審案件の受理件数の92.67%を占めた。案件の分布からみて、浙江、河南、湖北、湖南の4省において知的財産権に係る民事案件は大幅に伸び、いずれも30%以上に達した。新規案件の分布は沿海の先進地域から中西部地域へ遷移する傾向がある。

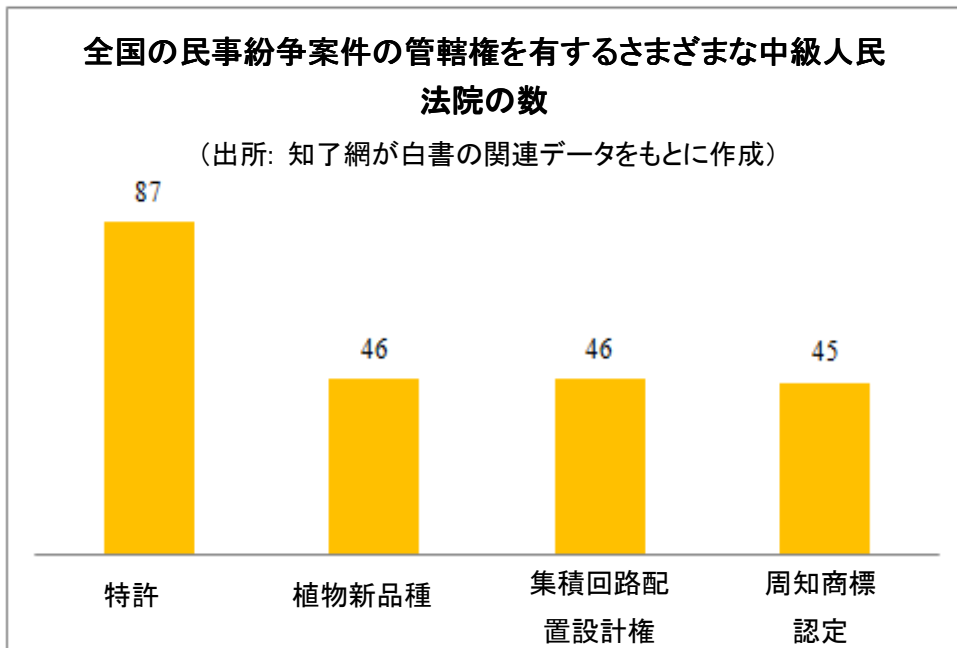
民事案件について、白書の統計によると、2014年に全国の地方法院が受理した知

的財産権に係る民事の一審案件は新受案件が計9万5,522件、既済案件が計9万4,501件で、2013年に比べてそれぞれ7.83%、7.04%上昇した。そのうち、特許(特許、意匠、実用新案を含む——訳注)に関わる新受案件は前年比4.93%増の9,648件、商標案件は前年比8.21%減の2万1,362件、著作権案件は前年比15.86%増の5万9,493件、技術契約案件は前年比12.86%増の1,071件、不正競争案件は前年比9.22%増の1,422件(そのうち独占禁止に係る民事案件は86件)、その他の知的財産案件は前年比0.48%増の2,526件だった。通年の知的財産権に係る既済の涉外民事一審案件は前年比0.11%増の1,716件、知的財産権に係る既済の香港・マカオ・台湾の民事一審案件は前年比11.8%減の426件に上った。全国の地方法院が受理した民事二審案件のうち、新受案件、既済案件はそれぞれ前年比15.08%増の1万3,760件、前年比18.65%増の1万3,708件、知的財産権に関わる民事の再審案件のうち、新受案件、既済案件はそれぞれ前年比6.67%増の80件、前年比2.08%減の94件(いずれも前年からの繰越分を含む)だった。

2014年度に法院が審理した、社会への影響が大きな民事の知的財産案件として、北京奇虎科技有限公司などと騰訊科技(深セン)有限公司などの不正競争紛争に関する上訴案件、南京宝慶銀樓首飾有限公司などと南京宝慶銀樓連鎖有限公司などのフランチャイズ契約紛争、商標権侵害紛争に関する上訴案件、杭州聚合網絡科技有限公司と中国移动通信集団(チャイナモバイル)浙江有限公司などコンピューターソフトウェア著作権紛争に関する上訴案件、マグネクエンチ(天津)有限公司と蘇州瑞泰新金属有限公司などのノウハウ侵害紛争に関する上訴案件、鉅泉光電科技(上海)股分有限公司と上海雅創電子零件有限公司などの集積回路配置図設計専用権侵害紛争に関する上訴案件などが挙げられる。

白書はまた、裁判の公開の推進徹底など、知的財産権司法保護に関する最新情勢の特徴を紹介した。人民法院は裁判の公開を強化し続けることで、公開により公正

を促し、公開により公信力の樹立を図っている。裁判文書の公開を推進し、公開可能なすべての裁判文書をインターネット上で公布し、裁判文書の公開範囲と公開効率を高めている。2014年末時点で、インターネットを通じて公開された各級人民法院の知的財産裁判文書は11万482件に達した。裁判の流れの公開を推進し、中国の裁判の流れに関する情報を公開するウェブサイトを通じて知的財産裁判の流れに関する情報を通知している。オンライン案件処理を通じて、裁判の流れの管理を強化し、当事者の知る権利、監督権を保障し、裁判の質と効率を高めている。典型的案件の公開を推進し、最高人民法院は、中国の法院における知的財産権司法保護十大案件、十大革新的案件、典型的案例50件、「知的財産裁判案例指導」などを編集・出版する方式で、裁判案件に対する高度な公開を強化し、裁判案件に対する高度な公開を強化し、典型的案例の手本、誘導、評価の機能を発揮している。監督を積極的かつ主体的に受け入れ、監督により公開を促している。最高人民法院は、全国人民代表大会常務委員会法執行検査グループの要求に従い、2014年4月に、全国人民代表大会常務委員会に特許法の実施徹底の状況を報告するほか、2014年6月に第12回全国人民代表大会常務委員会第9回会議の特許法執行検査報告に対する審議状況を聴取し、知的財産権司法保護に対する大衆の新たな期待に積極的に対応した。



白書によると、2014年、知的財産案件の管轄分布の改善が進み、知的財産権法院の設立により、最高人民法院はその司法管轄区内の一部の特許案件の管轄権を有する基層人民法院の管轄権を速やかに調整した。2014年末時点で、全国で特許、植物新品種、集積回路配置図設計、馳名商標の認定に関わる民事紛争案件の管轄権を有する中級人民法院の数はそれぞれ87、46、46、45法院。一般の知的財産民事案件の管轄権を有する基層人民法院は164法院、実用新案、意匠に関わる紛争案件の管轄権を有する基層人民法院の数は6法院。

北京、上海、広州の3つの知的財産権法院の設立は2014年の中国における知的財産権司法保護の見どころとなった。2014年6月6日、中央全面高度改革指導グループ第3回会議にて、「知的財産権法院の設立に関する案」を、審議を経て可決し、改革推進に向けて明らかな方向性と要件を掲げた。そのため、最高人民法院は知的財産権法院設立活動グループを設立し、知的財産権法院の設立計画を統括した。活動グループは、知的財産法院の海外における経験を徹底研究し、中国の知的財産権保護の実際の需要を踏まえ、知的財産権法院の設立に関わる原則、地点、級別、機構、

管轄などの問題について枠組となる意見を掲げ、「北京、上海、広州における知的財産権法院の設立に関する決定(草案)」の議案を決議した。2014年8月31日、全国人民代表大会常務委員会は「北京、上海、広州における知的財産権法院の設立に関する決定」を可決し、知的財産権法院の機構設置、案件管轄、裁判官任命などについて規定を下し、知的財産権法院の設立、活動のための法的根拠とした。計画・準備を経て、北京知的財産権法院は2014年11月6日に他に先駆けて設立された。中国共産党中央政治局委員、政法委員会書記の孟建柱氏、中国共産党中央政治局委員、北京市委員会書記の郭金龍氏、最高人民法院院長の周強氏が創立式に出席し、孟建柱書記が重要講話を發表した。12月16日、広州知的財産権法院が設立された。中国共産党中央政治局委員、広東省委員会書記の胡春華氏、最高人民法院副院長の沈徳咏氏が創立式に出席した。12月28日、上海知的財産権法院が設立された。中国共産党中央政治局委員、上海市委員会書記の韓正氏、最高人民法院院長の周強氏が創立式に出席した。知的財産権法院の設立は、中国の知的財産権分野において節目となる大事であり、中国の知的財産権保護活動が新たな段階へと突入したことを意味する。知的財産権保護、科学技術イノベーションに向けた法治体制の改善、イノベーション型発展戦略の実施、イノベーション型国家の建設に重大で深い影響を及ぼすに違いない。

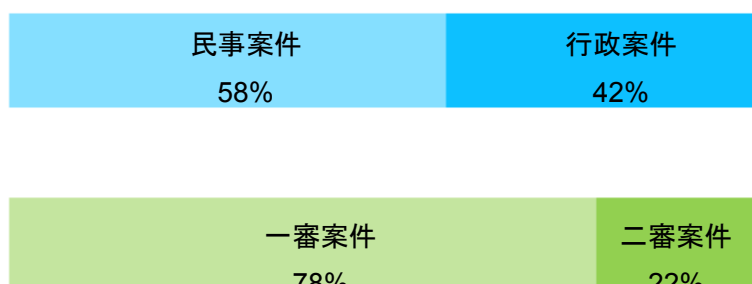


出所：百度百科

<http://baike.baidu.com/item/%E5%8C%97%E4%BA%AC%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E6%B3%95%E9%99%A2>

2015年2月末、知的財産権法院が受理した知的財産案件の状況

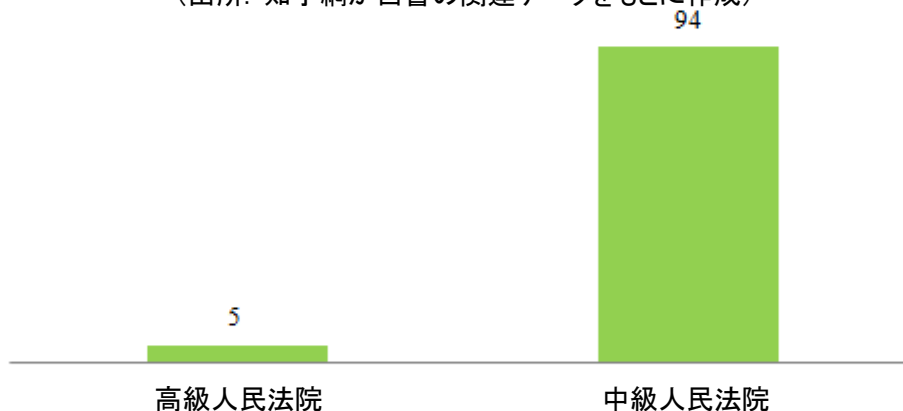
(出所: 知了網が白書の関連データをもとに作成)



白書によると、2015年2月末時点で、知的財産権法院が受理した知的財産案件は2,832件で、そのうち一審案件が2,219件、二審案件が613件、民事案件が1,630件、行政案件が1,202件。紹介によると、知的財産権法院は初めて技術調査官を設置し、裁判官による技術系案件の処理に協力し、裁判官による案件の裁判に技術上の参考意見を提供し、技術事実による解明の科学性、専門性、中立性を高めた。

知的財産裁判の「三合一」改革パイロット法院

(出所: 知了網が白書の関連データをもとに作成)



知財産権裁判の「三合一」(知的財産権に関わる民事、行政、刑事案件を知的財産裁判廷が一元的に審理する方式——訳注)改革パイロット事業は、知的財産裁判体系改善に向けた重要な取り組みである。白書によると、この改革は2014年に新たな段階に邁進した。2014年末時点で、5の高級人民法院、94の中級人民法院がパイロット事業に取り組んだ。

2014年の知的財産権侵害に関わる既済案件のうち、商標登録詐称罪案件は2,031件、判決の発効に及んだ人数は3,003人、登録商標詐称商品販売罪案件は1,903件、判決の発効に及んだ人数は2,410人、違法製造された登録商標標識の不法製造、販売罪に関わる案件は397件、判決の発効に及んだ人数は617人。

商標に関する司法保護案件数は知的財産権保護において案件数が最大の比率を占め続け、商標に関する新たな類型、難解複雑案件も増え続けており、法律の線引きの明確化又は法律の空白充填が必要な案件がますます多くなっている。商標に関わる行政案件の比率はさらに増加し、権利取得の正当性の判断、立体商標の顕著性判断などに関わる新型の商標案件の数も増えている。

また、専用権侵害案件において以下の新たな特徴と傾向が持続的に出現している。

1. 専用権侵害案件が多様化。以前、専用権侵害の主な形式は侵害者が他人の登録商標と同一の商標を同一の商品に用いて対外的に販売することだった。すなわち、通常言われる詐称品の販売について、侵害者層は家内制手工業を主体とする個人又は個人事業主であった。現段階で、侵害者層は正規の会社、企業、ひいては影響力のある大企業に拡張された。侵害者の侵害形式は多様で、宣伝用広告、見本市、契約書に他人と同一又は類似の登録商標を使用する、他人の登録商標と同一又は類似の文字を企業名又はドメイン名として登記する、自己の商品に他人の商標を密かに貼付して市場に投入する、登録商標を看板や旗として使用するなどの形式がみ

られる。侵害形式の多様化の成因としては、第一に、権利保護が強化されたために、侵害者が智慧を絞って別の方法を編み出さざるを得なくなったこと、第二に、市場競争の激化に伴い、侵害者がチャンスを狙ってうまく立ち回り、他人の市場の影響力に便乗し、自己の市場の地位を速やかに確立しようとするためである。

2.侵害手段が潜在化。若干「賢い」侵害者は詐称行為を見せびらかすといった稚拙な手段に頼ることなく、似て非なる「便乗」の手段を用いるようになった。他人の登録商標と類似させることで、消費者を誤認させ、又は消費者に両者に何らかの関連性があると思込ませ、侵害の目的、効果を達成する。商標類似の判定は複雑かつ厄介な問題であり、専用権者がこのような状況に出くわした場合、安易に工商部門又は人民法院を通じて権利を主張することはできないため、権利保護の難易度が増す。侵害手段の潜在化のもう一つの特徴は、侵害者が顕著な影響力のある商標の模倣を放棄し、侵害の重点対象を一定の影響力があり、市場での利益が見込める商標に置いたことである。商標の知名度が顕著でなく、ターゲットが小規模で、工商部門や消費者から容易に発覚されないため、侵害者は私利を満たせるだけでなく、取締のリスクを低減できる。

3.商標ネットワークの侵害が日増しに深刻化。インターネットを利用した商標権侵害案件が増え、係争額が高まるにつれ、インターネットを利用した権利侵害案件、違法案件が地域的に広い、侵害の代価が低い、侵害手段の潜在化、侵害商品、侵害者を見つけにくい、管轄権を確定しにくいといった特徴を有するようになった。現在、阿里巴巴(アリババ)、淘宝网(タオバオ)などの電子商取引プラットフォームを通じた模倣品・侵害品の販売がとりわけ際立っている。フランスのケリンググループ(Kering SA)傘下の複数の高級品ブランドは2015年5月に米国にて、世界最大の電子商取引サイト運営業者であるアリババグループを提訴し、商標、詐欺に関する法規定に違反

する疑いがあるとして告発、損害賠償金の支払い、被告への禁止令を求めた案件⁷は中国におけるインターネットを利用した権利侵害行為として最も深刻な氾濫を呈する象徴的案件といえる。最大のECであるアリババグループ及びその傘下である淘宝网、天猫網が過去数年においてオンライン販売市場の肅清に向けた数々の努力に取り組んだにもかかわらずである。

商標権侵害案件の多発にせよ、侵害行為が有する幅広い社会的影響にせよ、本文では商標に関わる民事訴訟に焦点を当て、民事訴訟に関わる手続上、実体上の規定及び取り組みの要務の総括により中国における知的財産権司法保護の全貌の俯瞰を試みる。

二、中国知的財産権保護に関する司法政策中の区別対応と寛大さと厳格さを調和させた適用

現段階において、中国知的財産権の犯罪抑止作業は膨大で逼迫している。寛大さと厳格さを調和させることは中国の新時期における刑事政策であり、知的財産権の犯罪抑止にとって同刑事政策をどのように実施するかを考察することは重要な実意義と理論的な意義をもつ。

最高人民検察院は 2006 年 12 月、「検察作業の中で寛大さと厳格さを調和させた刑事司法政策の徹底に関する若干意見」(以下、「高検意見」と略称する。)を公布し、以下を明確に提起した。「検察機関の寛大さと厳格さを調和させた刑事司法政策の徹底は社会治安情勢と犯罪分子の異なる状況に基づき、法による法律監督・職能の履行において区別対応を実行し、寛大さと厳格さの有機的な統一を重視することであ

⁷ 新華網毎日電訊 http://news.xinhuanet.com/mrdx/2015-05/19/c_134250686.htm

る。厳格にすべきものは厳格に、寛大にすべきものは寛大にし、寛大さと厳格さの相互補充を行い、これらの制度を確立し、重大犯罪に対して法により厳格に打撃を与え、軽微犯罪に対しては法により寛大に処理し、重大犯罪の中に寛大な情状と軽微犯罪の中の深刻な情状に対して法により寛大さと厳格さをそれぞれ区別して体现する。また、犯罪の実体処理と訴訟手順の適用に対して寛大さと厳格さを調和させた趣旨を体现する。」「寛大さと厳格さを調和させた刑事司法政策の中心は区別した対応である。」中国知的財産権侵害の犯罪抑止は寛大さと厳格さを調和させた刑事政策を徹底させなければならない。当該政策は新しい時期において、刑事案件数量の急増に直面し、刑事法律が社会の良好な運行状態をどのように保つかに関する新たな思考、提出する新概念に対して、その背後に積極的な時代の意義と実務的価値がある。

(一) 寛大さと厳格さを調和させた「厳格さ」

各種知的財産権の侵害犯罪定額基準を比較する。中国における知的財産権の犯罪定額基準は司法の解釈をもって確立している。刑法は商標、特許、著作権、商業秘密の4類合計7種類の知的財産権犯罪を規定し、各犯罪の情状規定は「深刻な情状」、「高額の販売額」、「高違法所得額或いはその他の深刻な情状」、「巨額の違法所得額」、「権利者(被害者)に重大な損失を与えた」の5種類に分かれる。司法解釈では不法経営額、販売額、違法所得額、(権利人に対して)引き起こった直接経済損失額及び(権利侵害製品)数量などの91の情状を通して詳細化し、これらから定額基準を確立している。模倣登録商標罪、登録商標模倣品販売罪、登録商標標識の不法製造、不法販売罪は「知的財産権の侵害する犯罪解釈」の定額基準上で「経済犯罪追訴基準」と比べて大きいものは低減し、模倣特許罪、商業秘密侵害罪は「経済犯罪追訴基準」とほぼ均衡を保つ。また、著作権侵害罪、権利侵害複製品販売罪に

対して、「知的財産権侵害犯罪の解釈」と「知的財産権侵害犯罪の解釈(二)」の定額規準において「不法出版物案件解釈」より数が大きい場合は犯罪を厳しく抑止する。

分析を通して、犯罪要領の定額規準は罪によって異なり、寛大さと厳格さの区別があり、模倣商標と海賊版行為に厳格に打撃を与えるが、一律に厳しく打撃を与えるのではなく、罪の中で際立った「区別対応」により寛大さと厳格さを調和した刑事政策の趣旨を体现していることが分かる。具体的な比較は以下のとおり。

(1) 模倣商標と著作権の海賊版犯罪行為に対して厳格に打撃を加える。模倣商標と著作権の海賊版行為は犯罪に及ぶ要領規準がある程度低く、厳しく打撃を加える姿勢を表現する。具体的には、①定数規準を低下させた。自然人の犯罪定罪量刑基準を大幅に低減し、模倣登録商標罪、登録商標模倣品販売罪、登録商標標識の不法製造、不法販売罪、著作権侵害罪の4種類の犯罪の処罰基準に対して不法経営額20万元及び10万元を5万元に低減し、違法所得額を5万元から3万元に低減した。統一して組織的な犯罪の処罰決定量刑基準を低減し、定額倍数を個人犯罪の3倍まで低減した。著作権侵害罪の処罰決定量刑の要領を明らかに低減した。②権利侵害製品の数量基準を確立する。著作権侵害罪の拡大展開に対して2種類の情状基準を確立した。また、不法経営定額基準と権利侵害製品の数量基準を確立した。

これに対して、刑法自体は権利侵害製品数量を規定していない。「知的財産権侵害罪の解釈」では以下を規定した。著作権者からの許可を得ず、その文字作品、音楽、映画、テレビ、映像作品、コンピューターソフトウェアおよびその他の作品を複製し、複製品の数量が1,000枚(個)以上である場合は、「その他の深刻な情状」に属する。合計5,000枚以上を複製した場合は、「その他の極めて深刻な情状」に属する。また、知的財産権侵害罪の解釈(二)第1条では、この権利侵害製品の数量基準に対してそれぞれ「500枚(個)」以上、「2,500枚(個)以上」に引き下げている。当然、学界でも権利侵害製品の数量基準の欠陥を指摘している。具体的には、①違法行為

の持続時間を規定していない。②違法複製品の発行量による処罰決定だけで同時に最低金額・数量の合理性喪失を配慮していない。③犯罪を構成している範囲的な重要な条件を解釈している。「同一商標」、「使用」、「販売額」、「明らかに知っている」、「営利を目的としている」、「著作者に許可を得ていない」、「複製発行」、「発行」、「不法経営定額」、「件」などの解釈に対して、統一的な司法と厳しい法的執行を有利とし、模倣と海賊版犯罪に厳しく打撃を与えている。ここで注意すべきことは、「通信ネットワークによる社会への普及」作品についての行為に対して、刑法の「複製発行」として規定し、複製、発行或いは複製または発行行為を含み、これによって刑法の保護機能を開拓し、オンライン海賊版行為への打撃に猛威をふるうことを有利としている。

(2) 特許模倣と商業秘密侵害犯罪の刑事抑止に対してできるだけ寛大に対応する。特許模倣と商業秘密侵害犯罪の犯罪構成要領を低減するわけではなく、ある種の猶予態度を体現している。具体的には①定額基準から見て、自然人の犯罪に対して、特許模倣罪は「違法所得額が10万元以上」「引き起こった直接的な経済損失額が50万元以上」の定額基準を維持するが、「不法経営定額が20万元以上」などの状況を追加した。また、商業秘密侵害罪は「引き起こった損失額が50万元以上」「極めて深刻な結果を引き起こした」場合は依然として250万元以上の基準を維持する。組織的な犯罪には「3倍」の基準を適用する。

(二) 寛大さと厳格さを調和した「寛大さ」

「他人の特許を模倣する」の重要条件を構成した規範解釈は4種類の状況があり、特許の権利侵害行為の実施は犯罪行為を取り除くことを明確にしたほか、特許犯罪の寛大さと厳格さを調和させた政策の中の「寛大さ」を体現した。これに対して、以前、評論界と司法の実践上では特許犯罪処理の分岐が大きかった。①模倣商標と海賊版犯罪に対する打撃を強化し、国際的な義務と司法の実践上の根拠をもつ。国際的

な義務に関しては、TRIPS 協定第 61 条においてその締約メンバーは刑事手順と処罰を提供する義務に対して 2 種類を規定した。第 1 種類には、「商業規模の意図的な模倣商標或いは海賊版案件のこの種の「少なくとも」を有する案件類型に対して、締約メンバーは刑事制裁を提供する強制的な義務がある。第 2 種類には「その他の知的財産権侵害案件」の「その他」の案件類型に対して、メンバーは「可能」でありさえすれば刑事手順と処罰を提供する任意的な義務があり、特に意図的に商業規模の知的財産権に対する侵害案件とした。

なぜ、第 61 条の模倣商標或いは海賊版犯罪に対して強制的な義務を規定しないのか。その原因は、第一に、当該種類の案件が極大的な危害性をもち、国際社会の取り締まりが必要であり、模倣と海賊版活動は一種の地方レベルの経済活動から世界的な問題へと徐々に拡大し、合法的な経営と貿易を損害するほか、さらに政府の税収損失、公衆の安全と健康（模倣薬品など）を脅かすためである。司法の実践に関して、中国司法の受理と案件の審理はその犯罪類型に及ぶ犯罪名が相対的に集中し、商標犯罪案件が大部分（4 分の 3 以上）を占め、著作権案件は少なく現在の海賊版現象の深刻な現実とは釣り合いがとれていない。これに対して商業秘密侵害案件は件数としては少ないが急速に増加し、特許模倣犯罪案件は珍しい。このことから、現在打撃力を拡大させるべきなのは模倣商標と海賊版犯罪行為であることが分かる。第二に、特許犯罪問題において、慎重に処罰する態度が非常に必要なためである。具体的には、ア）特許犯罪は複雑であることから、特許権侵害犯罪などが増設され、中国の現段階の需要にそぐわない。イ）特許権はまさに新しい貿易の壁となっており、国外の某技術基準或いは知的財産権の審査関門により中国企業或いは産業を泥沼に陥らせた現象は珍しくない。ウ）他人の特許の不法実施行為で罪を犯すことは、TRIPS 協定で確立された最低保護要求を超え、自縄自縛にほかならない。エ）特許効力の不確定性があり、「知的財産権侵害による刑事事件の取り扱いにおいて具体

的な法律適用の若干の問題に関する最高人民法院最高人民検察院の解釈(2) (最高人民法院、最高人民検察院 2007 年 4 月 5 日公布) (以下、解釈(2)と表記)で初めて知的財産権犯罪の量刑問題を規定し、特に刑の執行猶予と罰金の適用を強調し、この種の犯罪量刑の中でより多くは寛大さと厳格さを調和させた政策の中の「寛大さ」を體現し、「寛大さにより厳格さを調和させる」ことを求めることにより、中国刑法は知的財産権犯罪の法定刑規定に対して重すぎることを嫌う傾向にある。オ) それとその他の経済犯罪の刑罰の間のバランス問題もある。寛大さと厳格さを調和した刑事政策を実施する具体的な措置は、法により非監禁刑罰を適用し、条件を備えた法による執行猶予、管制、罰金刑の単科などの非監禁刑罰の適用に対して、コミュニティ(社区)での更生作業を十分に行うよう協力する。立法改正前、寛大さと厳格さを調和させた刑事司法政策を運用し知的財産権犯罪刑罰の適用を指導することは、逼迫した司法任務となっている。

第一に、知的財産権侵害犯罪の中の執行猶予の適用に関して。執行猶予は条件付きで判決を執行しない刑罰である。当該解釈第 3 条では「知的財産権侵害犯罪は、刑法規定の執行猶予条件に合致する場合、法に基づき執行猶予を適用すると規定している。「ここ」でいう執行猶予の条件とは以下の内容を指す。①犯罪人は拘留或いは 3 年以下の有期懲役。②犯罪の情状と罪を悔いて更生しようとする態度により、執行猶予を適用し再び社会に危害を及ぼさないこと。③繰り返し罪を犯していないこと。

さらに、3 条では執行猶予を適用しない 4 種類の状況を規定した。(1)知的財産権を侵害したため刑事処罰或いは行政処罰を受けた後、再び知的財産権を侵害する犯罪を構成する場合。(2)罪を悔いて更生しようとする態度がない場合。(3)違法所得の提出を拒む場合。(4)その他の執行猶予の適用に適しない状況。このことから、規定では司法機関の知的財産権の刑事保護は「寛大さと厳格さを調和させた」刑事政策を體現し、刑罰により知的財産権犯罪を罰する立場を十分に發揮している。知的

財産権侵害犯罪の執行猶予に対する適用強化は重要な意義をもつ。特に監獄において交差感染を引き起こさないことは、犯罪者の家庭生活と作業労働に影響を与えず、執行費用なども必要としない。しかしながら、中国の執行猶予の適用率は非常に低い。これは中国刑法で規定する犯罪処罰範囲が非常に狭く、専門的な執行猶予の審査機関がないため、執行猶予の適用率が外国と同様であると期待することができないからである。このため、現在、どのように執行猶予の執行問題を改善するかの研究に力を入れなければならない。中国はすでにコミュニティでの更生を行い、監禁是正と相対させた処刑方式を行う指定ポイントとした。これは非監禁処罰執行活動に属し、その対象は執行猶予犯罪と仮釈放犯罪を含む。このため、知的財産権犯罪の執行猶予の適用と執行においてすでに一定の経験をもち、十分に総括し、積極的に適用することができる。

第二に、知的財産権侵害犯罪中の罰金適用に関して。罰金は法院の犯罪者に対して国に一定金額の金銭を納付させる刑罰方法である。罰金刑の利害はいずれも存在するが利益が弊害を上回る。罰金刑と短期間の自由刑(懲役、禁錮、拘留)の利害に関して両者を比較すると、一定範囲内で、一定の対象に対応して罰金刑を適用することは短期自由刑より優れている。罰金刑の単科に存在する弱点(教育改善効果が小さいなど)は、短期自由刑にも存在するためである。しかしながら、罰金は国家に監獄執行の支出を減らし、監獄中の悪習慣の感染を防ぐとともに受刑者の社会復帰を妨げないなどの特徴的な利点もある。刑法において、知的財産権侵害犯罪の罰金では必ず使用される刑罰である。また、3年以下の有期懲役、或いは特に情状が重い場合には3年以上7年以下の有期懲役に処することも可能であると同時に、罰金(強制処罰)を併科することもできる(必罰制度)。前述の解釈(2)ではこの種の犯罪に対する罰金制裁(要因、金額などを考慮する場合)をさらに改善し、第4条では、以下を規定した。「知的財産権を侵害した犯罪に対して、人民法院は犯罪の違法所得、

不法経営額、権利者の損失、社会的危害などの情状を総合的に考慮し、法に基づき罰金に処するとした。罰金額は通常違法所得の1倍以上5倍以下、不法経営額の50パーセント以上1倍以下とする。」

三、 中国の商標保護司法政策における特別規定

商標権訴訟は、商標権を取得できるか否かの商標権確認訴訟、工商行政管理部門により処罰される商標行政訴訟、商標の譲渡、許諾、使用、権利侵害により生じた民事訴訟、商標権侵害、商標詐称により生じた商標刑事訴訟に分けられる。

(一) 商標権侵害における立証責任の分配

権利者の損害賠償の立証責任にあたり、通常、権利者が権利侵害により受けた実質的な損失に対して立証を行う。侵害者が取得した利益の立証責任について、改正後の「商標法」第63条は、「人民法院は、賠償金額を確定し、権利者がすでに立証に尽力した上で、侵害行為に関わる帳簿、資料は主として侵害者が把握する状況において侵害者に侵害行為に関わる帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が帳簿、資料を提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参考にし、賠償金額を判定することができる」と定めた。

改正後の「商標法」第63条はまた、懲罰的損害賠償について初めて明確にし、「悪意のある専用権の侵害について、情状が重大な場合、通常の賠償方式に従って確定した金額の1倍以上3倍以下の金額を賠償金額とすることができる」と定めた。侵害者の主観的な悪意については、通常、権利者が立証を行う。権利者が拳証に尽力したが、侵害行為に関する帳簿、資料を主に侵害者が有している状況においては、法院

は侵害者に提供を命じることができる。

(二) 商標権侵害における反訴

原告の専用権は、商標権侵害訴訟の基礎であり、原告が実体上、被告を攻撃するための法的基礎でもある。まさに、そのために原告の登録商標が無効であることを証明できる場合、被告が反撃を行うための最も有力な手段となった。商標権侵害訴訟において、被告が原告の訴訟上の請求を対象として、原告の専用権を無効とする訴訟上の主張を提起したことは、独立した反対請求であり、反訴の基本的要件に適合する。

商標権侵害訴訟において、被告が反訴を提起する通常理由は、(1)原告の登録商標が登録期間を過ぎていることを証明し、かつ所定の期間内に継続していないため、専用権を喪失した。(2)原告の登録商標は、商標法が定める禁止条項が無効であることを証明する。(3)原告の登録商標は、自己が登録し、同一又は同類の商品を先に登録し、使用する有効商標と同一又は類似する場合、これを取り消さなければならない。

反訴は、商標権侵害訴訟において比較的特別な問題である。被告の反訴が成立する場合、通常、法院は商標権侵害訴訟を中止し、商標評審委員会が、被告が提起する原告の登録商標の無効の申立について評価と判断を下した後、状況に応じて、商標権侵害訴訟を再開するかどうかを決定する。通常、被告が反訴において勝訴した場合、法院は原告に敗訴を命じる判決を下すことができる。被告の反訴請求が却下された場合、法院は被告の原告の専用権侵害行為について審理を行い、被告の民事責任を追及する。

[執筆協力]

広州新諍信知識産権服務有限公司

[発行]

ジェットロ広州事務所 知的財産権部

TEL: +86-20-8752-0060

FAX: +86-20-8752-0077

2016年8月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェットロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェットロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。